会 議 録

会議の名称		第14回(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時		平成20年9月25日(木)19:00~21:00
開催場所		中央公民館(三の丸会館) 3階 小ホール
事務局		大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員	澤井名誉教授、 市民公募委員(磯委員、伊藤委員、井上委員、岡林委員、 奥居委員、奥田委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、 北野委員、北原委員、鯛 委員、高原委員、中谷委員、 中野委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、 横田委員) 市職員委員(北門委員、水本委員、 西尾委員、吉本委員、中尾委員、中野委員)
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸 斎藤(コンサルタント)
欠 席 者		委員 15 名
議題		前回議事録の確認について(全体討議) 条例素案(たたき台)第7章、第8章、第9章について (グループワーク)

議事概要

1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・会長の欠席について
- ・本日の欠席者について

前回議事録の確認について
事務局から前回会議録の説明がある。

< 質疑応答 >

副会長 質疑等ございませんか?

事務局 今回の会議に先立ちまして、委員の方からメールでご意見を頂いて おります。コピーして配布しようかと思っておりましたが、ご本人が 出席されてますので、直接発表して頂けますか。

委員 コピーを配って頂いた方が良いです。

事務局 分かりました。配布します。

委員 時間を節約するために、メールで質問を送りました。前回議事録の、 会長の発言に関連したものです。内容を読み上げます。

> まず一点目は、まとめの部分で「原案」という言葉が出てきました。 この「原案」とは何を指すのかということです。

次に二点目は、「市長ないし行政の責任感とすれば、3月議会には 何とか評定したいというタイムリミットから逆算し、制度設計しまし た。」と、日程のことが出てきています。このようなタイムリミット ・日程について、以前に、提起・論議されたことがあるでしょうかと いうことです。現在のワークショップによる作業は、事務局が作成し た「たたき台を基にして、素案をつくってい」(第8回3頁)る過程で す。グループを固定化する案と固定化しないワークショップ案との議 論で、「もう少し最後(素案完成)までやりきって、その上で精密な論 議をする時にはグループ分けしていくことにしましょうか(第9回6 頁)」、また、ワークショップの「この時間に集中していくことが大事 だとご理解頂きたい。そのために、関心ある方たちが個別に勉強する、 ミーティングされたり等の時間のかけ方は大いに望ましい」(第10回 4頁)と会長が発言されています。現在のワークショップの作業は、 「現在は統一的見解を持つような段階ではなく、出された意見をなる べく正確に反映することが大切です。」(第12回4頁)、「統一見解 でという捉え方はせずに、様々な意見が出されたと並列的な理解を望 みます。」(第11回2頁)とあるように、「多様な意見を皆で共用する」作業過程と理解しています。議事録をサーベイしても、上述のような、タイムリミット・日程について、提起・論議が見当たりません。何処で提示されたのでしょうか。「市長、執行機関、職員だけでなく、地方公共団体全体の役割」(第12回3頁)の議論や「ソーシャルマイノリティ(障害者・子ども・女性・外国人・同和問題の当事者など)」(第7回9頁)の諸課題を反映させる論議、「公益通報」についての議論(第13回10頁)など、素案作成段階においても、まだまだ討議を要する諸課題をはじめ、精密な論議過程が必要かと思います。「1月にパブリックコメント」、「3月の議会にかける」という提示は理解できません。

- 事務局 今の発言は大きく分けて、原案とは何か、3月をタイムリミットと した根拠、今後の進め方についての3点だと理解しました。それぞれ についてお答えします。
 - 一つ目の原案とは、たたき台にワークショップで出された皆さんの 意見を反映させたものだと思っております。第9章まで終わった時点 で反映させるつもりですので、現状はまだ作成しておりません。
 - 二つ目のタイムリミットについては、行政としましては、事業等を4月から翌年の3月までの年度単位で捉えて考えます。そして会長からよく、基本条例作成の目標はと尋ねられますので、3月末ですと回答しているのが根拠です。しかし、現実的には3月末は少し厳しいかとも思っています。

そして、今後の進め方に関しては、順調に進めば本日でワークショップが終わります。そのため、次回の会議で決める、もしくは何らかの案を作って提示する、等を考えています。

委員 今後の進め方について、意見を述べさせて頂きます。この委員会に集まっているのは、公募の市民委員、学識経験者、事務局、市職員委員、コンサルタントです。この中で、一体誰が主体なのか。市民委員なのではないでしょうか。そして、主体であるのなら、維持運営も行うものではないでしょうか。時には学識経験者の会長、副会長の力を借りながら、我々自身が議論を行う。今現在の議論の方向は、市民と会長、副会長しかありません。条例自体は、事務局がその気になれば作成可能です。それならば、我々が集まり議論をし、これだけ苦しい

思いをしていることに意味がありません。事務局に甘えないという姿勢が大切だと思います。我々の立場は何なのかを理解しなければ、何故集まっているのか分からなくなります。原案を事務局が作るという意見は、市民委員を無視したものです。たたき台は事務局に作って貰い、それは非常に助けになりました。それは事実ですが、原案を市民委員が作らないとなれば、我々自身は無意味な存在になると思います。

- 副会長 今の意見は原案を誰が作るのか、具体的には、従来通り事務局なのか、あるいは公募委員が作るのかということかと思いますが、皆さんいかがでしょう。
- 事務局 その辺の議論は次回とし、本日は第7~9章のグループワークを進めて頂きたく思います。皆さまには先程の委員発言をベースに、考えをまとめて次回に示す、もしくはそれまでに事務局へご意見を寄せて頂くということでお願いしたいです。
- 副会長 事務局の提案にも一理ありますね。意見が出されたところですので、 皆さんも言いたいことがあるかと思いますが、本日決定するのは無理 でしょうね。また、グループワークを最後までやり通すのも重要なこ とです。従って、一旦やり通してから、進め方等の議論を行うのが現 実的ですね。
- 委員 原案という言葉が一人歩きしている気がします。これまでは素案を 完成させるという議論で進められてきましたので、今日の議論も、ま ずは素案を完成させ、それからどうしていくのかという意識が必要か と思います。
- 副会長 議事録の中でもありましたように、議論としての収束はしておらず、 それぞれの意見が並んでいる状態ですよね。それらの意見をまとめた ものが素案だと思います。そして、その素案を条文の形でまとめてい く、あるいは原案を作っていくということを含めて進め方の議論とし ても良いでしょうね。
- 委員 会長と副会長の間で申し送りを行う等して、話を次回に繋げて欲し いです。今回は会長が欠席で副会長が出席、次回は会長が出席で副会

長が欠席ということになると、ここでの議論が繋がらないことが懸念 されます。

- 副会長 分かりました。では次回は、素案段階のまとめをどうするのか、原案をどのような形で、誰が作っていくのかという議論を行いたいと思います。皆さんも考えをまとめておく、あるいはそれまでに事務局に提示しておく等して下さい。私も会長と話をしておきます。
- 委員 ここまで出された意見について、それぞれが納得できます。しかし、 各自においては様々な意見があるでしょうから、次回は議論を進めな がら賛否を取るのはどうでしょうか。メール等で事前に意見を述べて おくのも勿論結構ですが、今後の運営方法に関わる重要な議論となり ますので、互いに顔を合わせ、人の意見を聞きながら進めるのが良い かと思います。更に、期限的なものを決める、決めないといった事も 併せて検討していくのはどうでしょう。
- 副会長 議論としては共有されてきており、賛否を取るという議論もできる 段階にあるかと思います。とは言え、発言の多い人、少ない人の差は 出てきますので、その差の点も踏まえ、賛否の議論をやりましょう。
- 委員 賛否を取るのは大切だと思います。これだけの人数がいて、様々な考えがありますので、賛否を取ることで大まかな考えが分かるというのは便利です。しかし、考え方を一方にまとめる必要性はないと考えます。最終的な目標は必要ですが、方法に対しては柔軟性が欲しいです。

それから、前回の会長発言について、反論させて頂きます。前回の会議で、「我々はあまり論議していない」と発言したところ、会長は「これだけの人数がいたら論議はできない」と否定しました。この意見には納得できません。これまで何のために集まって議論をしてきたのか、その意味が分からなくなります。

また、原案について、事務局が作るという発言をなぜ行ったのか。 再度、お聞かせ願いたいです。

事務局 まず半年間ワークショップを行い、素案たたき台が出来ました。そ して次に、そのたたき台を元に半年間ワークショップを行い、たくさ んの意見が出されました。その意見を反映するのに当たり、個人では 荷が重過ぎると考え、事務局が代わりとなり、責任を持って第 2 次素 案を作成するという意味でお答えしました。そのため、事務局が勝手 に作ったのではなく、皆で作成したのと同じであると思っています。

- 副会長 時間も押していますし、意見としては伺いましたので、グループワークに入りたいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員 その前に、今回の対象となっている条文に関しての質問をしたいです。

まず、第7章の(住民投票の請求等)で示される空白となっている条文について、第2項が欠落しています。これは単純に第3項を第2項、第4項を第3項とすれば良いのでしょうか。また、同じ条文の第4項の所で、「前2項の規定」との文言がありますが、これは、『元第3項の第2項』を指すのか、『それより前の2つの項』を指すのか分かりません。

次に、第30条(住民投票制度)は「個別設置型」と「常設型」がありますが、どちらでも市長が実施できることになっています。しかし、【説明・解釈】を読むと、「「常設型」については、市民・市議会・市長のそれぞれが発議できる」と書かれていますので、「個別設置型」で市長が住民投票を実施できるのは誤りなのではないでしょうか。

三つ目として、先に挙げた第7章の(住民投票の請求等)に「請求権者」という文言がありますが、どのようなものなのかイメージが湧きません。ですので、「請求権者」について説明をお願いしたいです。

事務局 まず、(住民投票の請求等)を第31条とし、第3項を第2項、第4項を第3項と訂正して下さい。それから、「前2項の規定」は、『それより前の2つの項』を指します。

また「請求権者」は通常ですと選挙権と同じく、日本国籍を有する二十歳以上の者となります。この考え方を基礎として、自治基本条例では、例えば高校生や外国人を含める、含めないという議論になろうかと思います。

それでは、本日の議題 条例案たたき台第7章、第8章、 第9章についてグループ討議を始めます。

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。尚、今回の会議では時間の都合上、ほとんどのグループが第7章のみの論議となりました。また、(住民投票の請求等)の間違いについては、あらかじめ訂正してあります。

第7章は市民参画(参加)、協働に関する章なので、基本理念の部分ではないか

もっと具体物を入れた方が良いのではないか

【グループA】

(地域コミュニティ活動の推進)

- 第26条 市民は、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、コミュニテムづくり及びその活動(以下「コミュニティ活動」という。)に関心を持ち、 積極的な参画(参加)を通じて、地域の課題の解決に向け行動するように努力なければならない。努める。
 - 2 市は、市民の自発的かつ自主的に行われる<u>コミュニティ</u>活動を尊重する とともに、必要に応じてその活動を推進するための適切な措置を講じなけれ ばならない。講じる。

具体的な表現に出来ないか

基本原則に入っている。重複しているのでは。

(参画及び協働の推進)

- 第27条 市の執行機関は、政策立案、計画策定、実施及び評価等の各段階に おいて市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めなければならない。
 - 2 市民及び市は、協働のまちづくりを進めていくに当たり、協働の考え方、 相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の構築に努め なければならない。

(意見聴取制度)

第28条 市の執行機関は、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要な ものについては、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければな らない。

> 市が考えている具体例を示す。また、行政が中になっているのか、 市民が中心になっているかを入れるべき。

(審議会等の委員)

- 第29条 市の執行機関は、市が設置する審議会等を選任する場合は、中立性 の保持に配慮するとともに、公募の委員を加えるように努めなければならな い。
 - 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票制度) - 「個別設置型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。
 - 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票制度) - 「常設型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

少なくする

(住民投票の請求等)

- 第31条 本市に住所を有する年令 オ以上の者で別に条例に定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は市政に関する重要な案件について、請求権者の総数の 以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
 - 2 市議会は、市政に関する重要な案件について、議員の定数の 分の 以上の者の賛成を得て、住民投票の実施について議員提案され、かつ、出席

議員の過半数の賛成により議決した場合は、市長に対して住民投票を請求することができる。

- 3 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、直ちに請求の要旨を 公表し、住民投票を実施しなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年令 オ以上の者とする。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例に定める。

「発表内容]

第26条については、コミュニティやコミュニティ活動の表記について、もっと具体的に、例えば組織や自治会とする方が分かり易いのではないかという意見と、語尾については言い切る形にした方が良いという意見が出されました。また、第2項の「必要に応じて」という表記が少々ぼやかした表現なのでもっと具体的な表記にした方が良いという意見も出されました。

第27条については、この条文自体が基本原則に入っており、繰り返しになっているのではないだろうかという意見と、重複はしているものの重要な内容の条文であるため、消してしまっても良いのだろうかという意見が出されました。

第28条については、「重要なもの」が、あくまで行政にとって重要なものではなく、市民が中心の考え方に基づいて重要なものであるという表現に変えても良いのではないかという意見が出されました。

第29条以下については、様々な議論がありましたので、着手できませんで した。

日本語にならないのか。

例:組織、団体

【グループB】

(地域コミュニティ活動の推進)

第26条 市民は、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、<u>コミュニティ</u>づくり及びその活動(以下「<u>コミュニティ</u>活動」という。)に関心を持ち、 積極的な参画(参加)を通じて、地域の課題の解決に向け行動するように努 めなければならない。 例えば " 組織 " を用いたならば、 「組織づくり及びその」 (活動・・・) に置き換える

- 2 市は、市民の自発的かつ自主的に行われるコミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じてその活動を推進するための適切な措置を講じなければならない。に支援を行うものとする。
 - ・分かり易い文面にする
 - ・市が、組織(団体)づくりを行う環境づくりに働きかけるor働きかけをしなければならない という意見もあった

(参画及び協働協働及び参画の推進)

第27条

2 市の執行機関は、政策立案、計画策定、実施及び評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めなければならない。

→ 市民及び市は、協働のまちづくりを進めていくに当たり、協働の考え方、相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

第1項と第2項の順番を入れ替える

(意見聴取制度)

第28条 市の執行機関は、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要な ものについては、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければな らない。

(審議会等の委員)

- 第29条 市の執行機関は、市が設置する審議会の委員等を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、公募の委員を加えるように努めなければならない。公募する。
 - 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。公 開を原則とする。

検討せず

(住民投票制度) - 「個別設置型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。
 - 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

大半の意見

(住民投票制度) - 「常設型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等)
- 第31条 本市に住所を有する年令 才以上の者で別に条例に定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は市政に関する重要な案件について、請求権者の総数の 分の 以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

人数を少なくしては、 との意見あり。

- 2 市議会は、市政に関する重要な案件について、議員の定数の 分の以上の者の賛成を得て、住民投票の実施について議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定による請求があった場合は、直ちに請求の要旨を 公表し、住民投票を実施しなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年令 オ以上の者とする。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例に定める。

[発表内容]

第26条については、コミュニティは横文字で捉えにくいので、組織や団体という言葉に置き換えてはどうかという意見が出されました。また、第2項について、「コミュニティ活動」を「組織(あるいは団体)づくりとその活動」とし、「必要に応じて」を削除すると共に「その活動を推進するために支援を行うものとする」と変更してはどうかという意見が出されました。それから、市が組織、団体づくりをする環境への働きかけを行うといった文言を入れてはどうかとの意見も出されました。

第27条については、(参画と協働の推進)を(協働と参画の推進)に変更し、現状の第1項を第2項に、第2項を第1項に変更してはどうかという意見が出されました。また、「市の執行機関は」とある主語を「市は」と変更してはどうかという意見も出されました。このことは、第28条、第29条についても同様です。

第29条については、第1項を、「市が設置する審議会の委員等を公募する」とすることで、シンプルかつ選任したことを背景に踏まえることが出来るのではという意見が出されました。第2項については、「公開を原則とする」とした方が良いという意見が出されました。

第30条については、議論が完全にまとまったわけではありませんが、グループとしては「常設型」を選択し、なるべく少ない人数でも発議できるようにした方が良いという意見が出されました。

【グループD】

(地域コミュニティ活動の推進)

第26条 市民は、誰もが安心し、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、コミュニティづくり及びその活動(以下「コミュニティ活動」という。) に関心を持ち、積極的な参画(参加)を通じて、地域の課題の解決に向け行動するように努めなければならない。

2 市は、市民の自発的かつ自主的に行われるコミュニティ活動を尊重する とともに、必要に応じてその活動を推進するための適切な措置を講じなけれ ばならない。

抽象的な言葉。分かり易く、「支援」に変える

- ・郡山を好きになるような言葉を入れてはどうか
- ・「楽しく暮らせる」文言を入れても良いのでは。

第27条

2 市の執行機関は、政策立案、計画策定、実施及び評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めなければならない。

→ 市民及び市は、協働のまちづくりを進めていくに当たり、協働の考え方、 相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の構築に努め なければならない。

第1項と第2項の順番を入れ替える

(意見聴取制度)

第28条 市の執行機関は、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要な ものについては、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければな らない。

(審議会等の委員)

- 第29条 市の執行機関は、市が設置する審議会等を選任する場合は、中立性 の保持に配慮するとともに、一定の割合で公募の委員を加えるように努めな ければならない。しなければならない。
 - 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票制度) - 「個別設置型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。
 - 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

賛成多い

(住民投票制度) - 「常設型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

18歳or20歳

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する<u>年令</u> <u>才以上</u>の者で別に条例に定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は市政に関する重要な案件について、 <u>請求権者の総数の</u> 分の 以上の連署をもって、その代表者から市長に対 して住民投票の実施を請求することができる。

最低10%以上、又は人数にして1万人位

- 2 市議会は、市政に関する重要な案件について、議員の定数の 分の以上の者の賛成を得て、住民投票の実施について議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、直ちに請求の要旨を 公表し、住民投票を実施しなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年令 オ以上の者とする。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例に 定める。

「発表内容)

第26条の第1項については、誰もが安心しという文言を加え、「市民は、誰もが安心し、こころ豊かに」とした方が良いのではないか、また楽しさといった内容を示す文言を付け加えるのはどうかという意見が出されました。第2項については、「適切な措置」が抽象的で曖昧であるため、措置を支援あるいは施策といった文言に置き換えてはどうかという意見が出されました。

第27条については、第1項と第2項の順番を入れ替えた方が良いという意見が出されました。協働のまちづくりを進めることが目的であり、そのために市の執行機関がバックアップするという形が良いのではないか、ということです。

第28条については、たたき台のままで問題ないという意見です。

第29条については、公募の委員を一定の割合で加える、もしくは加えなければならないという言い切りの形が良いという意見が出されました。

第30条については、多数決を取りましたら、「常設型」が7名、「個別設

置型」が1名となりましたので、「常設型」で議論を進めました。そして、第31条についても多数決を取りましたところ、年齢は20歳以上が4名、18歳以上が4名でどちらとも決まりませんでした。また、請求権者の総数については、1万人以上あるいは10%以上が妥当なところであろうという意見になりました。

別な表現にすると共に、"安心"等補足する言葉が必要

【グループE】

(地域コミュニティ活動の推進)

- 第26条 市民は、<u>こころ豊かに暮らせる</u>持続可能な地域社会の実現に向け、 コミュニティづくり及びその活動(以下「コミュニティ活動」という。)に 関心を持ち、積極的な参画(参加)を通じて、<mark>地域の課題を共有し、</mark>地域の 課題の解決に向け行動するように努めなければならない。
 - 2 市は、市民の自発的かつ自主的に行われるコミュニティ活動を尊重する とともに、必要に応じてその活動を推進するための適切な措置支援を講じな ければならない。

(参画及び協働の推進)

- 第27条 市の執行機関は、政策立案、計画策定、実施及び評価等の各段階に おいて市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めなければならない。努 める。
 - 2 市民、事業者及び市は、三者協働のによりまちづくりを進めていくに当たり、協働のに至る考え方、相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の横築に努めなければならない。

(信頼関係)の構築に努める。or(信頼関係)を持って行う。

(意見聴取制度)

第28条 市の執行機関は、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要な ものについては、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければな らない。設ける。

- 2 市民の意見をどうする。結果の公表等(行政の対応)をどうするか。
- 3 (意見~)の手続について、条例、規則で別に定める。

新たに、第2項と第3項を追加する。

(審議会等の委員)

第29条 市の執行機関は、市が設置する審議会等を選任する場合は、中立性 の保持に配慮するとともに事に努め、公募の委員を加えるように努めなけれ ばならない。

定数を決める

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。する。

(住民投票制度) - 「個別設置型」

第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。

住民から請求があった or 市民又は議会から発議された

- 2 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票制度)-「常設型」

- 第30条 市長は、市政に関し広く市民の意思を直接問う重要な案件が生じた場合は、住民投票を実施することができる。
 - 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重遵守しなければならない。 (住民投票の結果が結論になるという表現

18歳or20歳

住民登録している定住外国人を含める

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年令 オ以上の者で別に条例に定める資格を

有する者(以下「請求権者」という。)は市政に関する重要な案件について、 請求権者の総数の<u>分の</u>以上の連署をもって、その代表者から市長に対 して住民投票の実施を請求することができる。

1/4

- 2 市議会は、市政に関する重要な案件について、議員の定数の 分の以上の者の賛成を得て、住民投票の実施について一人でも議員提案され、かつ、出席議員定数の過半数の賛成により議決した場合は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、直ちに請求の要旨を 公表し、住民投票を実施しなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年令 オ以上の者とする。

市民に伝える、運用の仕方を考える。

「発表内容]

第26条の第1項については、「こころ豊かに暮らせる地域社会」を「安心できる地域社会」や「持続可能な地域社会」に置き換えた方が良いのではないかという意見と、「地域の課題の解決に」を「地域の課題を共有し、解決に」とした方が良いのではないかという意見出されました。そして、第2項については、「適切な措置」を「適切な支援」とした方が良いのではないかという意見が出されました。

第27条については、第1項の語尾は「努める」と言い切る形が良いのではないかという意見が出されました。第2項については、主語に事業者も加えた三者にすると共に、語尾を「構築に努める」あるいは「信頼関係を持って行う」とする方が良いのではないかという意見が出されました。

第28条については、「機会を設ける」等の柔らかい表現を用い、上からの目線ではなく、一緒に話し合いを行う感じにした方が良いのではないかという意見が出されました。また、市民の意見をどうするのか、結果を公表する等の行政の対応についての項目と、意見が出た場合等の手続について、例えば別に条例に定める等、その後どうしていくのかという項目を、それぞれ第2項、第3項として追加した方が良いという意見も出されました。

第29条の第1項については、「保持に配慮するとともに」を「保持に配慮することに努め」にする、語尾を「公募の委員を加える」と断言する、公募の委員の定数を決める方が良いという意見が出されました。また第2項のところでは、「原則として」を削除し、必ず公開する方が良いという意見が出されました。

第30条については、「個別設置型」において、市民からの要求や市議会からの発議があった場合には住民投票を実施する等の表現を用い、必ず実施という表現が良いのではないかという意見が出されました。また、その結果については遵守する等、必ずするという表現を用いた方が良いという意見も出されました。

第31条の第1項にについて、年齢に関しては18歳以上と20歳以上の二つの意見が出されています。また、定住外国人も含めた方が良いという意見、総数は4分の1以上が良いという意見、代表者は必要ないのではないかという意見も出されています。それから第2項について、議員の定数に関する文言を削除し、一人からでも議員提案が可能にした方が良いのではないかという意見が出されました。また、出席議員の過半数ではなく、人数を定めた方が良いのではないかという意見も出されました。

最後に、自治基本条例が策定された後、幅広く市民に伝え、運用できるように考えて欲しいという意見が出されました。

3.まとめ

副会長 住民投票についてはもっと議論が必要ですね。例えば、グループ E にありました、定住外国人を投票権者にするか等、民主主義の基礎を作るようなものです。また、大和郡山市自治基本条例の目標とでも言うべきものに接近できる事項ですので、引き続き議論を継続し、今以上に議論を深めていって頂きたいと思います。

第27条については、原則のところにおおよそ書いてありますし、またそのようなご指摘もありましたので、もう少し具体的にし、原則から一歩踏み込んだものにしていった方が良いかもしれませんね。

第28条については、市民の意見を聞くことを保障するならば、 その手段を、アンケートをする等、具体的にした方が良いですね。 議会で例に挙げますと公聴会になりますが、要は仕組みです。そ の辺りをつめて議論されてはいかがかと思います。 第29条については、審議会に公募委員がどの程度入っているのか、その資料を見ながら議論をした方が良いでしょうね。特に、公募委員を必ず入れるとすると、守秘義務との関係が出てきますので、行政としては不可能な場合があるかも知れません。ですので、行政と議論しつつ、他の市町村ではどうしているのかを踏まえながら、自治基本条例にどの程度組み込めるかをつめていった方が良いかと思います。

第30条については、いくつか案が出されましたね。特に年齢については意見が分かれました。ただ、若者自身は、住民投票等にあまり関心がありません。例えば、以前安倍内閣で憲法改正の投票条件を18歳以上にするかを質問したところ、若者の賛成は23%でしたし、まず熱心とは言えないでしょうね。

私の方からは以上です。

- 事務局 次回については、まず今回残ってしまった第8章と第9章のグループワークを優先し、時間が残れば、進め方等の議論に入るということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 副会長 それではこれで第14回目の策定委員会を終わります。皆さん、 お疲れ様でした。

以下余白